

公的研究費等の不正使用の通報及び調査の流れ

【通報方法等】

書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談によるものとし、氏名、所属、住所等並びに公的研究費等の不正使用を行ったとする職員の氏名、不正使用の態様及び内容が明示され、かつ不正使用とする合理的な根拠が示されたものを受け付けるものとする。（ただし、通報者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。）

